

令和8年1月20日

区内障害福祉サービス事業所代表者様

練馬区福祉部障害者施策推進課長 今井 薫

障害者サービス調整担当課長 塚本 佳芳里

(公印省略)

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）について（通知）

平素より練馬区の障害者福祉施策にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

区では、急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、下記のとおり練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）を支給します。

記

1 支給対象

練馬区内に所在し、東京都知事または練馬区長の指定または登録を受けており、障害福祉サービス事業所を令和7年10月1日以降運営し、かつ8年1月1日以降も運営を継続している事業者を対象とします。

令和7年11月から令和7年12月までに指定等を受けた事業所も対象となります。

なお、介護サービスを同一所在地で実施している場合、1つの事業所のみの申請となりますので、介護サービスで請求してください。

詳細は、「別紙 練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）のご案内（申請要領）」のとおり

2 支給金額

申請単位等の詳細は、「別紙 練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）のご案内（申請要領）」でご確認ください。

食材料費

請求区分	障害福祉サービス
A - 1 入所系	給付額：定員1人あたり給付基準額6,000円×定員数
	施設入所支援、共同生活援助

その他運営費

請求区分	障害福祉サービス
A - 1 入所系	給付額：定員1人あたり給付基準額1,500円×定員数
	施設入所支援、共同生活援助
A - 2 入所系	給付額：定員1人あたり給付基準額1,500円×定員数
	短期入所(空床利用型事業所を除く。)

B 通所系	給付額：定員 1人あたり給付基準額 1,500 円 × 定員数 生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービス 等
C 訪問系	1 事業所あたり給付基準額 25,000 円 居宅介護、同行援護 等
D 相談系	1 事業所あたり給付基準額 25,000 円 計画相談支援、地域移行支援、障害児相談支援 等

3 申請受付期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

申請受付後、審査を完了したものから順次支給します。

4 同封資料

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）について（本通知）

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）のご案内（申請要領）

練馬区施設等運営支援臨時給付金支給事業（食材料費・その他運営費） 事務手続

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）支給申請書兼請求書（第 1 号様式）

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）支給申請書兼請求書（記入例）

委任状（第 2 号様式）

返信用封筒

5 その他

本事業についてご不明点がございましたら、「練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）Q & A」をご参照ください。

本事業について練馬区ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

【掲載場所】

練馬区ホームページ（トップページ） 保健・福祉

障害のある方 お知らせ一覧（障害のある方）

6 担当・問合せ先

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援

障害者施策推進課 就労支援係 : 03-5984-1387

短期入所、施設入所支援、共同生活援助、生活介護、自立生活援助

障害者施策推進課 地域生活支援係 : 03-5984-1043

訪問系事業所、相談系事業所、地域活動支援センター、日中一時支援事業、児童発達支援、放課後等デイサービス

障害者サービス調整担当課 事業者支援係 : 03-5984-2825